

救急箱の貸出しについて

救急箱は、クラブ、サークルの合宿などで、急病や負傷時の応急手当のために貸出しをしています。

貸出しは、**1団体に1箱**とし、**期間は2週間以内**とします。ただし、長期休暇中およびその他やむを得ないと認めたときは、この限りではありません。

救急箱の貸出し手続きについて

貸出しを希望する団体の責任者は、学生支援センター（10号館1F）までお問い合わせください。

救急箱は、定められた期日までに返却してください。
救急箱を故意または過失により紛失もしくは破損したときは、貸出しを受けた団体が弁償しなければなりません。

